

Title	標準化機関における規格策定状況の国際比較分析
Author(s)	坂元, 耕三; 福永, 敬一
Citation	年次学術大会講演要旨集, 40: 287-290
Issue Date	2025-11-08
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	https://hdl.handle.net/10119/20178
Rights	本著作物は研究・イノベーション学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Research Policy and Innovation Management.
Description	一般講演要旨

標準化機関における規格策定状況の国際比較分析

○坂元耕三（一般財団法人日本規格協会），福永敬一（一般財団法人日本規格協会）
sakamoto-kozo@jsa.or.jp

1. 体系的な欧州の標準化活動

（１）規格の目的と分類

「規格」と「標準」という言葉は、厳密には重なる部分が多いが異なる意味合いを持つ。同義に使われることも多く、本稿でも同義で扱う。与えられた状況において最適な秩序をもたらすことを目的に、関係者間で文書の形で合意形成され、共通して繰り返し使用されるものである。これにより、生活の安全や経済の合理化などの様々な便益が期待できる。日々の生活や普段の職場で、規格の恩恵を無意識で受けていることが多い。

規格（標準）の特徴として、第一に、役割や対象が極めて広く、かつ、多種多様である。作成プロセス（例：デジュール、デファクト）や内容（例：方法、製品）によって分類することができ、作成組織（国際、地域、国家、団体、社内）によっても分類できる[1]。

第二に、規格は、それ単独で互換性や伝達手段の確保といった目的を達成することはできるが、経済的効果や安全・生命・健康の確保を達成するためには、法令や適合性評価（例：試験、検査、認証）などの他の手段と組み合わせないと本来の目的を果たせないことも多くある[2]。

以上の２つの特徴の視点で欧州の規格を把握すると、極めて合理的な体系が構築されていることが分かる。

（２）欧州の規格活用メカニズム

欧州委員会は、1985年以降、ニューアプローチ及びグローバルアプローチ、及びこれらに基づく2000年発行の実施指針（ブルーガイド）によって、安全健康、消費者保護などの法的規制（EU指令）は、規格と適合性評価制度を体系的に活用できる制度となった。効果的な保護と公平な市場競争に資する規制環境が整備された[3]。

よって、EU指令は、CEN（欧州標準化委員会）、CENELEC（欧州電気標準化委員会）、ETSI（欧州電気通信標準化機構）の３つの機関が作成したEN規格を技術的な基準として採用している。これらの地域標準化機関は、指令に整合するEN規格をいつまでに作成するかといったマンドートを受けるため、それらの活動は非常に活発である[4]。その過程を経て作成された全てのEN規格は、国家標準化機関（NSB）によって国家規格に置き換えられることが義務付けられている。また、EN規格は、ISO（国際標準化機構）、IEC（国際電気標準会議）、ITU（国際電気通信連合）といった国際標準化機関での規格審議ドラフトとしての提案されることも多い。このため、国際、域内、国内レベルでの検討が同時並行で進みやすいメカニズムが機能しており、実際、多くのケースで規格の審議や手続きが同時に行われている。

更には、EU指令は、適合性評価制度も明示的かつ体系的に組み込んでいる。具体的には、製品が法的要求に適合していることを設計及び製造の段階で立証する方法を、8つのモジュールの15パターンに整理し、製造者自身やNotified Bodyと称する第三者機関の役割を明確化している。

以上のことから、国際、域内、国内のいずれの領域においても積極的な標準化活動が展開されると同時に、規格が法規制や適合性評価と有機的に連携できる環境が形成されている。このような視点で日本の標準化の状況を見ると、欧州とは全く異なった状況が見てとれる。以降は、特に規格策定に焦点を充て、各国の標準化機関の活動状況を比較することで、その違いを明らかにする。

2. 日本の標準化活動の現状

（１）国際標準化活動

国際標準化活動において、技術委員会（TC/SC）の議長や国際幹事、そのワーキンググループ（WG）のコンビーナといった要職は、議論の主導権を握る上で極めて重要である。近年、中国が国際標準化への影響力を飛躍的に拡大している状況下においても、日本はこれらの重要な役職を高い水準で維持して

いる[5]。

他方、日本からの ISO/IEC における国際規格提案件数は、2015 年をピークに減少傾向にあり、頭打ちの状況が懸念される。具体的には、2003 年から 2015 年にかけては漸増傾向にあったものの、2015 年から 2018 年は一進一退、2018 年から 2021 年は減少に転じている[5]。

2025 年 6 月には、内閣府知的財産戦略本部が「新たな国際標準戦略（国際社会の課題解決に向けた我が国の標準戦略）」[6]を、日本産業標準調査会（JISC）が「新たな基準認証政策の展開－日本型標準加速化モデル 2025－」[7]を策定・公表した。これらの政策提言文書は、国際標準化への取組みの重要性を再認識させるとともに、国際規格提案の促進を強く促す内容となっている。

国際標準化活動における日本のプレゼンス維持・向上に向けて、企業、産業団体、標準化団体などの関係者による持続的な取り組みが不可欠な現状にある。

（2）地域標準化活動

日本、中国、韓国等の国の標準化担当者や標準化機関などの関係者が参加する「北東アジア標準協力フォーラム」は、2002 年以降、定例会合としてこれまで 23 回開催されている[8]。

しかしながら、現状の取り組みは国際標準化活動における連携や情報交換に留まっており、EU における域内標準化のような統一的な動きはない。

（3）国家標準化活動

先に述べたように、規格の役割と対象は極めて多岐にわたり、その目的もまた多様である。そのため、グローバル市場での競争や国際協力を重視する場合には国際標準化が、国内市場や国内産業の安定を重視する場合には国内標準化が、それぞれ重要となる。

現代のグローバル化された経済においては、国際市場での競争力を高めるために、国際標準化への対応がより戦略的に重要視される傾向にある。しかし、その基盤となる国内産業の力を維持・強化するためには、国内標準化への対応もまた不可欠である。したがって、規格策定の分野、目的、状況に応じて、国際標準化活動と国内標準化活動を適切に使い分け、相互に連携させていくことが重要である。

このような観点から、先に述べた 2 つの政策提言文書、すなわち「新たな国際標準戦略」[6]と「日本型標準加速化モデル 2025」[7]を見ると、政府、民間企業、アカデミア、標準化機関、適合性評価機関といった多様な関係者に対する国家的な戦略の方向付けとして極めて意義深いとはいえ、それらの表現を精査すると、国際標準化への対応がより強く焦点化されている傾向が伺える。

具体的には、「新たな国際標準戦略」[6]は、その名称が示すとおり国際標準化活動を主題としている。これは、前身の「国際標準総合戦略」が、2006 年という「グローバルスタンダード」や「ガラパゴス」といった言葉が流行した時代に策定された背景も反映されているのではないだろうか。また、「日本型標準加速化モデル 2025」[7]を含めて両文書を見ると、「規格」や「標準」といった文言に国内的な意義が含まれるケースは散見されるものの、「国内規格」や「国内標準」という直接的な表現は、「国際」を冠する表現に比べて少ない状況が伺える（表 1）。文字の表現だけで断定することは出来ないが、国際標準化をより重視している状況を示唆している可能性が伺える。

表 1 国家標準化戦略で使用された表現の比較

		総数	国際			国内		
			表現	箇所数	%	表現	箇所数	%
「新たな国際標準戦略」	規格	165	国際規格	36	22	国内規格	0	0
	標準	465	国際標準	48	10	国内標準	3	1
日本型標準加速化モデル2025」	規格	101	国際規格	10	10	国内規格	3	3
	標準	464	国際標準	273	59	国内標準	4	1

出所：文献[6][7]を筆者分析

3. 国家標準化活動の状況

（1）JIS（日本産業規格）の動向

国家規格の代表である JIS の過去 30 年の傾向を見ると、年間公示件数については、国際規格との整合化を JISC（日本工業標準調査会：当時）が強力に推し進めた 1998 年をピークに減少傾向が伺え、2024 年度は 434 件である（図 1）。

年度末総数は、ゆるやかな漸増傾向が伺え、2024 年度は 19,994 件である。減少傾向にある公示件数と合わせて評価すれば、今後については伸び悩みが懸念される状況とも言える（図 1）。

（２）国家規格数と標準化機関収入の主要国間の比較

我が国の国家規格の状況を米国、及び欧州とアジアの主要国の状況と、2023 年の名目 GDP を用いて比較分析する。

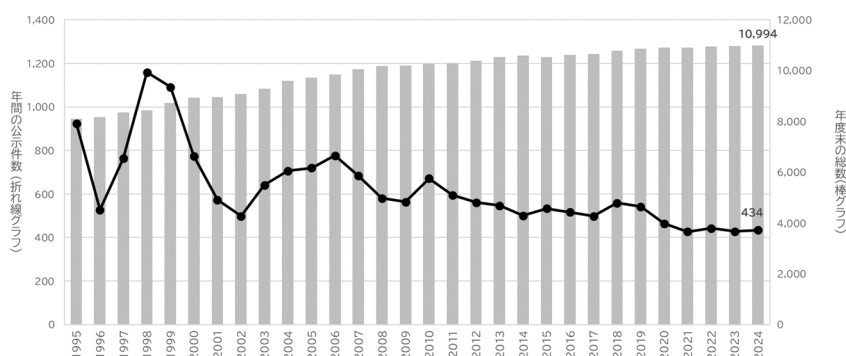
なお、公開情報に基づくデータを用いるが、統一的なデータの取得は困難で、その精緻さには一定の限界がある。また、各国の標準化機関の事業内容は相違があり、その位置づけも一様ではない。特に、適合性評価サービス（製品認証、試験など）の実施の有無やその規模が、機関の収入に大きく影響する。よって、単純な数字の比較はできないことに注意が必要である。

このような制約を踏まえた上で、各国のデータを俯瞰的すると、3 つの分布パターンが確認される（図 2）。

第一に、2023 年名目 GDP が他国に比べて突出している米国（ANSI/ASTM）と中国（SAC）の存在である。国家規格数も多く所有している。米国は、IEEE（米国電気電子技術者協会）、UL（アンダーライターズ・ラボラトリーズ）、ASME（米国機械学会）といったメジャー規格を発行する機関が他に存在し、中国は本稿が対象とした国家標準 47,812 件以外に、業界標準 86,419、地方標準 72,289、団体標準 74,240、企業標準 3,165,625 が SAC に登録されており、とても旺盛な標準化活動を展開している。

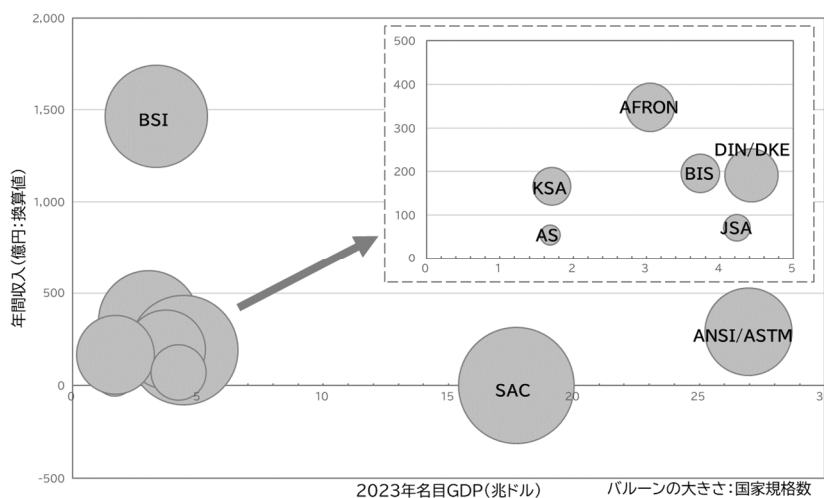
第二に、年間収入が突出している英国 BSI の存在である。これは 1998 年の英国王室憲章（ロイヤルチャーター）の改正以降、積極的な他社買収と適合性評価ビジネスへの展開が功を奏したためと言えよう。国家規格数も多く所有している。

第三に、残った国々の存在である。名目 GDP が我が国と近似する国々である。図 2 の左上に抜き出した部分を見ると、JIS は農林水産物や通信といった分野をカ



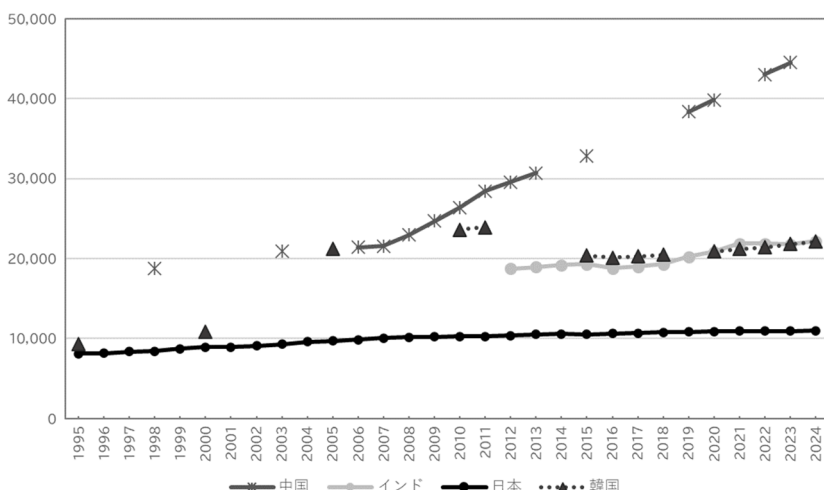
出所：JSA データ

図 1 年間の JIS 公示件数及びその年度末総数の時系列推移



出所：公表資料を基に筆者作成

図 2 国家規格数と標準化機関収入の 2023 年名目 GDP 比較



出所：公表資料を基に筆者作成

図 3 国家規格数の時系列推移のアジア主要国間比較

バーしていない点を考慮する必要があるが、我が国の国家規格数と標準化機関収入が、2023 年名目 GDP 見合いで相対的に小さい傾向が伺える。

(3) 国家規格数の時系列推移のアジア主要国間比較

入手できる他国のデータは、極めて限定的であるが、JIS の年度毎の総数と比較することは可能である。中国・インド・韓国は、我が国よりも規格数が多い状況が伺える。中国の拡大傾向は持続的であり、我が国との格差が一段と広がっている。韓国も 2000 年代初頭に急拡大を遂げている（図 3）。

4. 今後の標準化活動に向けての示唆

先に述べたように、グローバルな競争力を高めるためには国際標準化への対応が不可欠である。しかし、その基盤となる国内産業の維持・強化を疎かにすることはできず、国内標準化への対応も同様に重要性を有する。欧州のように、国際と国内の標準化を区別なく一体的に扱える環境が理想ではあるものの、日本の現状においては、このアプローチは現実的ではない。したがって、目的・分野・状況に応じて、国際と国内をワンストップで検討できる体制に注力しつつ、両者を柔軟に使い分け、連携させていくことが現実的な対応策と考える。

更には、原因の究明の一助として、JIS の年度末総数が伸びない状況について、企業、標準化機関、行政の 3 つの分野で長い従業経験を持つ計 9 名（各 3 名）の標準化の専門家に対し、簡易なインタビュー調査を行った。結果、JIS の現状に対する以下のような課題が抽出された。

- ① グローバル市場や技術競争の中で JIS 化の意義が見出しにくいという認識
- ② JIS 策定の効率やスピードが時代進捗に照らして不十分という環境
- ③ 人材、資金、戦略などの JIS を取り巻く制度的な問題

これらの課題は、2015 年をピークに減少傾向にある ISO/IEC における日本の国際規格提案件数と合わせて、国際及び国内の両面で、標準化活動の更なる対策が求められることを示唆している。

なお、本稿は執筆者の個人的な見解であり、執筆者が所属する組織の見解に基づくものではない。

表 2 JIS 件数が伸びない要因に対する専門家意見

1. JIS の価値		
	① JIS 化のニーズが乏しい	5
	② 取引で JIS 以外が使用されている	4
	③ 付加価値（投資効果、差別化）が不十分	4
2. JIS 策定の効率やスピード		
	① 策定プロセスが遅い	10
	② 策定プロセスが負担や手続きが煩雑	8
3. 制度や活動の欠如・停滞		
	① 制度や資金に改善の余地	7
	② 専門家やマンパワーが不足	6
	③ 企業や政策の戦略の欠如、施策不足	4
4. その他		
		8

出所：専門家 9 名へのインタビュー調査（2025 年 9 月末実施。複数回答）の結果を筆者分析

参考文献

[1] 経済産業省、標準化実務入門（標準化教材）、産業技術環境局基準認証ユニット、（2016）。

[2] 江藤学、標準化ビジネス戦略大全、日本経済新聞出版、（2021）。

[3] 坂元耕三、福永敬一、グローバル認証機関の動向分析；持続的発展の状況を探る、第 39 回年次学術大会講演要旨集、研究・イノベーション学会、pp. 449-452（2024）。

[4] 鈴木俊吾、国松麻季、欧州標準化規則（1025/2012）及び Mandate（標準化要求）に係る動向について、国際ビジネス研究、Vol. 10, No. 1, pp17-29（2018）。

[5] 坂元耕三、最近の標準化動向と JSA の取組み、https://webdesk.jsa.or.jp/pdf/dev/md_6649.pdf、（2025）。

[6] 日本産業標準調査会 基本政策部会、新たな基準認証政策の展開－日本型標準加速化モデル 2025－、（2025）。

[7] 内閣府、新たな国際標準戦略（国際社会の課題解決に向けた我が国の標準戦略）、知的財産戦略本部、（2025）。

[8] JSA ホームページ、https://webdesk.jsa.or.jp/common/W10K0500/index/dev/std_takokukan1/、（2025）。